

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十四第

行發日一月八年一十和昭

論叢

地方税としての住居税……………法學博士神戸正雄
資金需要供給の金融緩慢逼迫に於ける中立性……………經濟學博士小島昌太郎

時論

革新原理としての「民有國用」に就いて……………經濟學博士石川興二
日印貿易の再檢討……………經濟學博士谷口吉彦

研究

フイヒテに於ける國民の福祉……………經濟學士出口勇藏

講演

近時に於ける經濟觀と政策觀の變化に就て……………法學博士河田嗣郎

說苑

ドイツ商業航空の新展開……………法學士吉川貫二
ルーテルの商業及利子論……………經濟學士澤崎堅造
土地問題と産業組合……………經濟學博士八木芳之助

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

經濟論叢

第四十三卷 第二號 (通卷第貳百五拾四號) 昭和十一年八月發行

論叢

地方税としての住居税

神戸 正雄

緒言

現在の我國地方税は、所詮改造されなくてはならない。其が何う改造されるかは六つかしい問題であるが、私の目下考へて居る所では、其の人税となつて居る所の、所得乃至所得及財産の税たる、所得税附加税、戸數割は、むしろ國税たる所得税に統一綜合して、地方税としては表面に之を取らず、國税收入中の一部をば國家から地方に交付し分與することとするのが適切である。併し地方物税たる土地、家屋、營業の税は、相變らふ之を地方税として殘し、但だ其の主たるも

のは地方特別税としないで、附加税と爲し、即ち本税を國稅たらしめつつ、之に附加税として地方をして課税せしめることにしたが良いと考へる。かくして從來、地方特別税たりし重要な地方税にして、國庫よりの地方交付金となるものが出來、或は國稅への附加税に代はるものが出來ることにもなる。更に從來、附加税たりしものが國庫からの交付金に移るものも出來るやうになる。かくして全體上、地方税に於て附加税、特に特別税の減少となり、地方の課税權の狭められることになる。さうなれば其は地方分權の制限であつて、其も税制を整備する爲めには全體上避けられない犠牲とも見ることを得るけれども、併し又、地方自治權擁護の立場からしては一の遺憾の事と爲し得る。斯かる缺陷を除く一方法として、茲に何か地方の特別税として起して良いやうな目星しき税はないかといふことが一の問題となる。私はかかる要求に應ずるものとしては住居税があると思ふので、茲に之を研究して見やうと思ふ。

第一段 地方税として住居税の適當なる理由

住居税が一の消費税乃至使用税として、長所と短所とを有つものたることは、私が嘗て詳しく述べた所の如くである¹⁾。そして此が一の税として存立し得る所以は、其課税物件たる住居からして不完全ながらも、住居者即ち之が義務者の所得を推定し得るからであり、そして又、一般に使用税は地方税に委ねられる傾²⁾があり、隨ふて其使用税の一たる住居税が地方税に適すとも推定し

1) 拙、租税研究、二卷、183以下。

2) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 516.

3) 拙、租税研究、二卷、184-185. Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 551. Engländer-Schranil, Fw. S. 330. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 228. Bräuer, Mietsteuer. (Hwb. d. Stw. 4 Aufl. VI.) S. 574.

4) Plehn, Public finance, 5ed. p. 135.

得る所であるが、茲に此點を詳しく説明すると左の如くである。先づ、
(一)此が地方税に適する諸條件を具備することを擧げなければならない。かかる條件としては前回の論文に於て示したるものを參照すべきである。

(A)課税物件が地方分別性を有つこと——前にもいふたやうに、地方税たるには、特別税であつても附加税であつても、其の課税物件が各の地方にて其れ其れ別々に分けて見ることの出来るのが必要である。二以上の地方に亘りて存し、之を各別に分けることの六つかしいものであつてはならない。處で此住居税の課税物件たる住居は幸にして、各地方、別々に分けて見ることが出来るのである。如何にも一人者が同時に二の地方に住所を構へたといふことが生じ得る。それにしても、甲地方にある其人の住居と乙地方にある其人の住居とは明かに區別し得られ、甲地方にては、其甲地方にある住居だけについて課税し、乙地方は其乙地方にある住居だけについて課税し得る。若も此住居を課税物件として其人の所得財産を課さうといふことになれば、其は戸數割について現に見るやうに、甲地方と乙地方との間に、其所得財産の分別の上に争を生ずる。之が分別原則を定めるについて公平なものを定め難くなり、一旦定めても之につき常に苦情の種となり、不満の原因となる。然るに、住居を課税物件とし、住居に現はれたるだけの價值のみを課税標準として、課税するときには、二の地方は各明瞭に其管轄が定まつて、之につきて互に争ふことは無用となる。消費税といふても普通の其れ、例之、酒造税等々の如きものは地方分別性を缺くの

であるけれども、使用税、就中定着的の使用物の税は、地方分別性があるのであり、恰かも住居税は其れなのである。

(B) 課税物件の捕捉、課税標準の評定が地方機關によりても容易に行はれ得るが如きものなること——地方税が特に、特別税として存立する爲めには、課税物件の捕捉、課税標準の評定が比較的不完全なる地方機關によりても容易に行はれ得るが如きものでなければならぬ。そして住居税は實に此條件をも良く備へて居る。住居といふことは全く外形的公然の事情であつて、地方機關によつても容易に掴める。人々の内情に立入るとか、他地方の助を借るとか、國家機關の助を借るとかの必要もない。勿論人が内密に他人の家に隠匿して貰うといふことはある。それを探求しやうとすれば、地方機關の手でも六つかしいとか、内情に立入るとかいふことも生じなくてはならぬが、住居税を取る爲めには、其處まで深入りするには及ばず、其のかくれて居る人の住居如何を検するの必要はなく、其人をかくまつて居り、公然と住居を構へて居る人さへ判れば足るのである。其は地方機關が皮相的に調べただけで十分である。それから課税標準の決定も地方機關で出来ぬといふほど六つかしくない。賃貸價格を課税標準とするときに、其の決定が少々、地方機關の手にては六つかしく、其の決定したものでは人の満足を買ふには足らぬやうでもあるが、幸にして地租、家屋税ともに、國税が本税といふことになり、其等の標準たる賃貸價格が國の手によりて評定されることにでもなれば、地方としては其の國の定めたものを土臺とし採

用することも出来るし、更に別に、其上にも住居の面積、其他の外形標準をも課税標準とするこ
とになれば、其は固より地方機關にても容易に評定し得るものに屬する。

(C) 課税物件が地方より特に利益を受け又は其世話になるが如きものなること——此は地方税と
しての必要條件ではなく、其れあれば地方税には望ましいといふものである。夫の土地、家屋、
營業、車などは地方から特別の利益を受くると見られ、遊興の如きは地方の厄介となると見らる
るものだが、然らば此の住居は何うか。此には夫の地方からして特に利益を受くるといふことは
なく、地方の發達及施設が此に經濟上の利益を加へるといふことはなく、唯だ精神的肉體的に住
居者に安住の處を供するといふことはある。其は地方團體が住居團體たる以上當然の事であり、
其も住居者の凡べてが受くるもので、誰彼の區別なく、特別利益とはいへない。併し此住居が地
方から世話になり厄介になるといふことはある。地方の施設は大むね其住民の爲めにするもので
あり、住居者は地方から世話にはなつて居る。住居は即ち此點から地方税の物件として適するこ
とになる。

(D) 課税物件が其地方と永續的且つ不可離關係を有つものなること——此も地方税に必須條件で
はなく、唯だ望ましき條件である。此條件は住居には缺けて居る。或人が現に一の地方に住居し
て居るからといふて、其處に永續して住居するとは限らぬ。其處を見捨てて他地方に移ることは
出来る。だから住居は夫の土地や家屋の如く其地方との間に永續關係、不可離干係あるものに比

しては地方税の課税物件として劣るとしなればならぬ。けれども、だからといふて、住居税が地方税として否定さるべきものではない。

(E) 課税物件が地方により事情の異なるが如きものなること——課税物件が地方により事情の異なるものは、國税としては不公平となる恐があり、むしろ地方税として各地別々に取るのに適するものであるが、恰かも此住居は、地方によりて事情異なるものがあり、此點からしても住居税が地方税に適する。特に同一地方（府縣）内としても、都市と田舎とにて異なる。だから此は地方税としても、特に市町村税に適するのである。

(F) 収入の動搖性少きものなること——は國税よりもむしろ地方税たるに適せしめるの條件である。處で、住居税は何うかといふと、其地方に於ける發達が烈しく、住家が逐年増進するやうな特殊の場合を除く外は、大體多くの地方にて、其住家數及賃貸價格が激増し又は激減するが如きことなく、むしろ不動固定の傾を有つ。随つて之を基礎とする住居税の収入は動搖性の少きものであり、此點から國税に適するといふよりは、むしろ地方税に適することになるのである。

(二) 次ぎには其他にも、此住居税が地方税として適切だと爲し得る特段なる事情がある。左の如し。
 (A) 人が或地方に於ける住居といふことから、主觀的に其地方との間に特別の深き關係を感じ之につきて感謝の念を有ち得ること——人が住居を一地方に選ぶといふのは色々の原因に出でる。時としては彼自らの意思にかかるよりは他の力によりて定まることがある。或は其處に祖先から

6) 拙、租税研究、二卷、221. Bräuer, a. a. (O.S. 575.

傳はつた家があつて其を繼承しなければならぬ境遇にあるといふこともある。或は御役目の爲めに偶々其處に任地の定めらるるといふこともある。此等とても、其をいやと思へば、辭職して其處に往かぬことも出來、祖先からの傳はつた家を見棄てることも出來、其間に或度までは各人の自由意思が働き得る。更に人は全く其自由意思によりても住處を決定することが出来るのであつて、今日にてはむしろ此によりて定まることが多い。何れにしても彼が一地方を住居として選ぶ以上は、彼は其處に特別なる執着を有つやうになる。何んなに外部から見ではまづい處でも、其人にとりては其經濟生活の本據として特別の意味を有ち、人は本能的に其住居へと吸ひ込まれて往くのである。此住居は他へ移し得ぬのではないけれども、其住居としてつづく限りは、其處をば最早自分の身體の一節と齊しくも感じ、特に密接の關係にあるものと感じ、隨つて其所在の地方に特別干係を認め、之にあつき感謝の念をいだくやうにもなる。其が彼に對し平靜適意なる安住の場處を供することにつきて、彼に於て感謝の念をいだき、之に對して納税せざるべからずとの義務の自覺をも起し得るのである。即ち或地方の住居税は、其地方住民からしては甘んじて又進んで納税されることにもなり得るもので、納税成績の良好となり得るの希望がある。此點に於て此住居税は地方税としての特段なる適性を有つ。

(B)或人の住居の大小が其人の其地方から負ふものの大小を示すといふこと——或人が或地方に住居するときに、彼が其地方に特別の關係を感じ、特に其地方から負ふ所ありと感じ、之に感謝

の念をいだき得ることは上にいふ如くであるが、其につき、其住居が大であれば、其の小さいものに比して其の地方に負ふものが一層大いことを示すと爲し得る。彼の住居が大であれば大であるほど一層多く其地方に負ふと感じ得る。例之、或人の住居が一層大であれば、自ら其地方に對して道路費も下水費も消防費も警察費も餘計にかけることになるし、色々と地方の厄介になるものが多いといふことが出来る。其の住居の一層大といふことは一方には住居者の能力の一層大いことを示すものでもあるが、併し其ばかりでなく、同時に其地方から負ふものの一層大いことをも示す。勿論、其負ふものは經濟的利益といふほどのものではなからう。其は地主家主營業者の受くるもので、住居者の受けるのはむしろ精神的肉體的の利益となつて現はれる。かくして大住居に居る者は小住居に居る者よりも其地方から一層厄介になつて居るとは感じ、之につき一層深く感謝すべきものである。給付能力からいふても一層大い住居にある者は一層能力大いと大體はいひ得るが、此能力からいふと、必ずしも此と並行せぬといふことがあり得る。それは人が其所得を如何に處分するかは色々であつて、其を投資蓄積に一層多く用ゐるもあれば、一層多く人的消費に充つるもあり、人的消費に充つるについても、衣服に一層多く充てるもあれば、一層多く住居に充てるもあるし、一層多く食物に充てるもある。或は娛樂に一層多く充てるもあれば、文化費に一層多く向けるもある。だから人の所得を住居費に充てる度合は一樣でなく、隨つて其所得使用方法の一たる住居費の大きさのみにては、必ずしも所得の大小を推定し兼ねるものがある。

何れかといふと住居費には、中等階級者が所得の割合に一層多くを向ける傾がある⁸⁾。ともいふのだが、其とても必ずしも常に然りとはいへないのであり、能力と住居との並行には可なりの不確さがあるが、此住居の大きさによりて住居者の地方に負ふものの大小を計るといふことは其に比しては一層適切であつて、一層大住居にある者は一層小さい住居にある者よりも一層大に負ふことありとの感をいだき得るし、又いさぐべきものとするのである。

(C) 収入が相當に大なるものたり得ること—— 税収入の目星しく大いものは大體、國税に選まれて、地方としては漸く其大収入を擧ぐべき國税への附加税か、國庫からの交付金に指定せらるる傾がある。然るにむし地方税として選まれ、而も其の特別税として選まれ、國税としてはむしろ不向とさるる税の中には、収入の相當に大なり得ること住居税の如きは稀である。此點からいふて住居税は地方税として大事なものである。使用税は地方税に適すとは大體、認めらるるが、恐らく其中にても、収入上からは此住居税が一番に良い税としなければならぬ。

第二段 住居税の課税方法

(一) 住居の間接課税—— 地方住居税は直接に住居税として起すことも出来るし、間接に住居を課税し、随つて潜みたる住居税とすることも出来る。かかる間接課税としては或は其が一の人税であることも出来るし、或は一の物税たることも出来る。或は住居に用ゐらるる物の使用又は消費税

8) Tyszka, a. a. O. S. 228.

9) 拙、租税研究、二卷、226. Lotz, a. a. O. S. 552.

たることも出来る。

(A) 所得税、戸數割——といふ人税が其一の場合であり、一地方にて所得税附加税又は戸數割を課したときには、前者は各人の住所地に於て課せられるものであり、後者は構戸又は世帯について課し、つまり住居を課することにもなり、何れも其には各人の全き人的給付能力を擱まうとし、且つ其々の住居を課税するの意味があるのである。併し兎も角、此等の税は直接には所得、又は所得及財産を課する趣旨のものだから、住居を課するといふ上からは不満足であり、住居の大小には並行しないといふ嫌が大にある。

(B) 家屋税——は本來は、家屋の持主を課するものであり、家屋の収益を課さうといふのであるから、住居税の如く、住居者について住居といふ家屋使用を課するのは本質的には異なるものであるが、其家屋税とても轉嫁の可能性があつて、住居者の負擔に歸し、住居税となる可能性¹⁰⁾はある。更に反對に住居税が必ずしも住居者の負擔とならずして家屋所有者の負擔に歸することもあり得る。で家屋税が住居税に代るものともなり得るのではあるが、併し其等の豫期せざる轉嫁は必ずしも起ると限らず、税の本來の性質は二の税の間に異なるものがあるから、必ずしも一を以て他の代りとするとは出来ず、又、此二の税は並存することを妨げないものである。

(C) 消費税——例之、電氣税、瓦斯税、水道税、下水税などの如く住居に伴ふて消費する物に於ける税により、又は住居の原料たる木材、石材、鐵材等々の税によりて、又は此等の潜税の多様

10) Lotz, a. a. O. S. 561.

なる形によりて、住居税を課することもあり得る。併し、其等の箇々の税よりも、むしろ住居を一括して課する住居税とした方が、住居課税としては一層適切なものたり得るのである。

(二)固有の住居税——については左の諸項に分けて課税方法を考察しやう。

(A)納税義務者——は住居者であり、其は其住居の所有者たることもあるが、然らざることもあるべきである。¹²⁾又彼が其を有償に借りて居るのと無償にて住うのとを問はない。¹³⁾無償にて他人の家屋を借りて居るときの如きには、住居者の能力は不明であり、必ずしも其能力が其住居の價値と相應せぬやうでもあるが、其れだけ彼の生活が樂になつて居るのだから、其處を押へて之に課税しても不當ではないといふことになる。自分の持家に住居する場合には、尙更らに其住居の價値相當の能力を推定し得る。但し救済を要するやうな極貧なるものは免税として良い。¹⁴⁾更に借家人たる住居者に對しては、直接に之を課税しないで、政府が先づ貸家主から取り、彼が借家人から家賃を取立てるときに税を附加して取立てしめることが出来る。¹⁵⁾

(B)課税物件——は人的住居であり、隨つて家屋税のやうに營業用の家屋には課すべきでない。¹⁶⁾但し住居及營業に並用するものには、之をば分別して人的住居に關するだけを見て、又は少くとも其だけを推定して課する。又は少くとも單なる住居用の家屋よりも輕き率にて取る。

(C)課税標準——としては、

(い)賃貸價格——によるのが最普通であり。¹⁷⁾又、住居者の能力に應ずる上からは、最適當であ

11) Kleinwächter, Fw. S. 277.

12) 拙、租税研究、二卷、219. Kleinwächter, a. a. O. S. 276. Engländer-Schranil, a. a. O. S. 329.

13) Felix, La réforme générale des finances locales, II. p. 185.

14) 拙、租税研究、二卷、214. Felix, l. c. p. 189.

15) Kleinwächter, a. a. O. S. 276-277. Bräuer, a. a. O. S. 574.

る。佛國の地方住居税も之による。¹⁶⁾ 此によりて大體、各人の住居に現はれたる能力の大小を示し、其れにて各人の全體の能力に略ぼ順應し得る。それから此住居税に於ける賃貸價格としては、家屋税のと異り、土地家屋の凡べてのものに及んで計算すべきであり、其上にも住居といふ上からは疊、建具までも合算して良い。其方が一層正確だが、併し此方は或は便宜上、不計算とすることも出来る。之を合算するか否かは一地方全體として同様なれば、何れにしても大差はない結果になる。そして此賃貸價格は地租家屋税の方にて既に調べたものがあれば、之によることが出来る。或は之をば多少修訂することも出来る。又其の賃貸價格の原資料としては、本人の申告によることも出来るが、之を其儘利用しては不公平であり、むしろ當局者にて、他の同等のものとの釣合を考へて修訂しなくてはならない。それから茲に、住居税に於て賃貸價格によるときに、家屋税とは、少くとも家屋に關する限り同一標準によることとなり、結局、其負擔が家屋所有主に歸着して、重複課税となるが如くであるけれども、併し此はただ課税標準が一致しただけであつて、義務者は明かに異り、必ずしも二のものが重複となるとは限らない。

(ろ)面積——— によることが出来る。此は義務者の能力に應ずる上からは賃貸價格に劣り、むしろ不適當である。併し義務者が住居について其地方に對して負ふものあるを感じ、其に感謝を表すべき度合を示すものとしては恰かも適當して居る。大なる住居に住うものは、小なる其に住う者に比して一層大なる恩澤に浴して居るとはして良い。

16) 拙、租税研究、二卷、210。

17) Bräuer, a. a. O. S. 574. Engländer-Schranil, a. a. O. S. 330.

18) Felix, l. c. p. 185.

19) Marco, Fw. S. 193.

(ハ) 家族一人當りの住居の面積——住居の面積が義務者の地方から受くる恩澤の度合を示すと
して良いことは上にいふ如くであるが、其も一部は家族の數によりて異なるべきもので、其が多人
數であれば、自ら一層大なる住居を構へなければならぬ²⁰⁾。此點からいふと、前記の住居の面積
といふのは、家族一人當りの面積と改めたが良い。勿論、其家族といふ中には僕婢の如き、又は
之に準すべき食客の如きは除かなければならない。

(ニ) 賃貸價格と家族一人當りの面積との並用——地方住居税としては、右記の何れか一に依る
よりは、賃貸價格と家族一人當りの面積との二の標準を併用するのが適切であり、之によりて、
義務者の能力の大小により、且つ彼の地方から負ふものの大小に應ずることが出来る。

(D) 税率——

(イ) 賃貸價格に於ける税率——としては比例とするよりは累進とした方が一層適切である。此
は能力に應ぜしめる爲めの標準であり、それからいふと、賃貸價格の一層大なる住居を占める者
は大體、甚小なる者に比して比例關係以上にも一層能力大なりと認めらるるからである。換言す
れば所得のより小さい者が其所得のより大きい部分を家賃に使ふ傾あるの故である²¹⁾。尤も佛國の地方
住居税は單に賃貸價格の百分六を超ゆべからずとのみ規定して居る。隨ふて必ずしも累進といふ
には及ばぬが、併し比例といふに限らず、地方によりては、百分六を最高として、貧しき者の爲
めに其よりも低い率を定めることが出来るといふことである²²⁾。それからチェッコ國の地方税では

20) Engländer-Schranil, a. a. O. S. 330. Köppe, Fw. S. 101.

21) Köppe, a. a. O. S. 101.

22) Felix, l. c. p. 190-191.

却つて明かに比例となり、最高率は賃貸價格の百分二十五として、賃貸價格を基礎とする其他の地方税及手数料と一緒に、合計百分四十を超えてはならぬ²³⁾とする。

(ろ)面積に於ける税率——面積の方は單なる其による場合にせよ、家族一人當りの其による場合にせよ、或種の利益關係によるものと見らるるから、其税率としては比例の方が至當である。人が地方から何ものかを負ふとしては、其住居の大きに比例して之を負ふと見るべきであつて、住居の坪當り幾らと計算して然るべきである。茲には累進關係を考へるに及ばぬ。但し又、其面積につきては、上にもいふ如くで、家族一人當りの其によるのが至當であり、更らには、建物のある坪數と、附屬地坪²⁴⁾とは、前者を後者よりも一層軽い率とするのが、土地の利用を進める經濟政策上からは望ましい。

(は)結局——課税標準として賃貸價格と面積との二を併用するとしては、賃貸價格の方は累進率をとり、面積の方には家族一人當りの坪數に應じて比例率をとり、唯だ此にて建坪と附屬地坪とで若干の差等を附するのが適當である。

(E)宥恕——としては

(い)最小住居の免税——此は或は最小賃貸價格として一定額以下の安い住居を免することが出來、²⁵⁾或は一人當りの一定坪以下のものを免することが出來る。何れも極貧者を宥恕するもので、社會政策上至當の處置である。或は此一定額以上には凡べて課税することが出來、或は凡べて

23) Engländer-Schranil, a. a. O. S. 330.

24) 拙、租税研究、二卷、241.

25) Kleinwächter, a. a. O. S. 277.

の課税標準について此最小額だけづつを控除してやることも出来る。佛國の地方税は此後のやり方をとり、此最小額だけ凡べての賃貸價格から控除し得る²⁶⁾。又此處にては、其最小額としては、管内の賃貸價格の總額を其義務者の數により除して得たる平均賃貸價格の四分一を超へざるものとして居る²⁹⁾。此方法によるときは免税點は可なり高きものとなるが、實際はもつと低くても良からうし、それから免税點以上の者に於て一定最小額を控除するのは無用であると考へらるる。

(ろ)係累家族員の斟酌——が實行し得られる²⁸⁾。此も至當である。そして其實行方法としては、或は其の多くなればなるほど、賃貸價額の中から一人當り一定金額を控除して課税標準を定めることも出来るし、其數に應じて税率を一段又は二段位、低い累進率とすることも出来る。面積の方は、或は係累者一人當り一定坪を控除しても良く、或は前にいふやうに係累者を含めて家族員の數に應じて一人當りの坪數に應じて課税しても良い。佛國地方税のとり所では、かかる係累者としては家内にある十八歳未満又は廢疾者たる直系卑屬。又は七十歳以上又は廢疾者たる直系尊屬について宥恕し、其最大限は、各義務者について前記最小賃貸價格の三倍を超ゆべからずとして居り、實際には二倍までとなつて居るとの事である²⁹⁾。

(は)大病人の有無——も考慮し得る。家族員中に大病人のあるときの如きは、單なる家族員又は單なる係累者よりも一層廣き住居を要し、隨つて之を前の係累者よりも一層重く宥恕するやうにして然るべきであるが、併し其大病人と小病人との區別六つかしく³⁰⁾、特に病人といふほどでな

26) Felix, l. c. p. 186.
27) Felix, l. c. p. 186-187.
28) 拙、租税研究、二卷、188.
29) Felix, l. c. p. 187.
30) 拙、租税研究、二卷、188.

くして身體の生れつき弱き者の如きは矢張り住居の上に健康者に比しては大きな且賃貸價格高き住居をも必要とするのであるのに、之を考慮し難いとなると、其との間にも不公平となる。此はむしろ、住居税には避くべからざる一の短所として、此税をば全體上あまりに重く課せぬといふ注意を爲し、其他は此種のことは凡べて此税に於て不考慮とするより外ないであらう。

(に) 奴婢の宥恕——此宥恕を奴婢にも及ぼすか一の問題である。彼等とても其住居に一定の廣さのものを是非必要と爲し、そして奴婢といふ階級は大體、社會上弱き階級に屬し、之をば保護することが社會政策上には望ましきものである。それで住居税にても夫の極貧者や係累者を宥恕したのに準じて相當の宥恕が至當であり、若も之を宥恕しないとすれば、自ら雇主の待遇が低下して、税が間接には奴婢に歸着することにもなる。³¹⁾ 此傾あることは決して見逃してはならぬが、併し奴婢の使用が主人にとりては明かに一の相對的の奢侈であり、此奢侈に課するのは、能力課税からも、社會政策、經濟政策、教育政策からも辯護し得るのだから、住居税を其主人への一の消費税として課するときに、奴婢住居用の分を宥恕しないとしても、此は已むを得ないこととしなければならぬ。

(F) 追課——といふことが住居税については考へられる。例之、住居に伴ふ特段なる奢侈又は虚榮、即ち門構、庭園、³²⁾ などの如きものの存するだけについて、其數、大さ、等級、價格などを標準として若干の追加税を課するのの一の方法である。此は奢侈課税の一の方法としては辯護さ

31) Popitz, Aufwandbesteuerung in allgemeinen. (Hdt.d. Fw. II) S. 209.

32) Popitz, ebenda.

れ得るものに屬する。

結 論

以上要之、住居税には一長一短があつて、必ずしも之を最良の税とはし得ないけれども、而も此が地方税として適切なる税の少きが中にても、かかる地方税としての必要な條件をも備へ、特に其特別税としての要件を備へ、其他、地方税に望ましき諸の條件及之に相應したる諸の特質をも兼ね備へて居るから、事の成行によりては、我國にても之を採用して良からうと思ふ。そして之が課税方法としては、之が間接課税方法は別とし、直接課税方法としては、住居者につきて住居其もの、而も其のみを捕へて、一方には其賃貸價格に累進率を適用し、他方同時に其の家族一人當りの大きに應じて比例課税を爲し、但し建坪と附屬地坪とにては若干差等を附し、更に若干最小賃貸價格及面積についての免稅點をも定め、係累者については賃貸價格に於ける若干の宥恕を與へ、併し特段なる虚榮的奢侈的設備については何程か追加課税を行ふこととすべきものである。